

全日本小学生バンドフェスティバル実施規定

平成12年3月17日

改定 平成13年7月11日 平成18年7月5日 平成18年11月17日 平成25年3月19日 平成26年3月20日
平成27年3月20日 平成30年11月16日 令和5年6月29日 令和5年11月17日 令和6年2月22日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、ステージパフォーマンス部門とマーチング部門に分け、それぞれ毎年10月ないし11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 出演順序は理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

(実施部門・実施方法)

第5条 ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分け、開催日・会場を異として実施する。ただし同時に両部門に出場することはできない。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加規定)

第6条 参加人員は次のとおりとする。

ステージパフォーマンス部門 …… 65名以内（指揮者は含まない。）

マーチング部門 …… 80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

第7条 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態
- ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 2 その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第9条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。

- 2 歌声については、スカット・ハミング・歌詞を認める。

第11条 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

- 2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第13条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージパフォーマンス部門 …… 7分以内

マーチング部門 …… 6分以内

第14条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第15条 演奏形態は任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分けるものとする。

第16条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

- 第17条** 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名以上とする。
- 2 審査方法は本大会審査内規による。

- 第18条** 表彰は、ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

- 第19条** 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。
- 2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。
- ただし、新規定に伴う諸事情により期限までに実施ができない場合は、速やかに理事長に届け、承認を得なければならない。

(その他)

- 第20条** 本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第21条** 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。
- 第22条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

- 第23条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。
- 2 この規定は、令和5年12月1日より施行する。